平成２７年（フ）第１０１号
北九州市小倉北区日明５丁目１番11―505号
債務者　山本　愼一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２１号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目３番14号
債務者　冨田　良輔
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２２号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目３番14号
債務者　冨田　美穂
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２７号
北九州市小倉北区篠崎１丁目２番33―302号
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５０号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3949番地の１
マーベラス・コートＳＣ棟105号
債務者　内田　昭則
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３３号
北九州市小倉南区葛原１丁目５番９号　シティーベール湯川Ａ棟205号
債務者　小林　正成
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４５号
熊本県菊池市泗水町吉富2807番地　３号棟
債務者　永吉由紀子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目12番19―504号
債務者　小田美由紀
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４５号
広島県福山市駅家町大字助元826番地
債務者　江種　千巻
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５４号
広島県福山市神辺町大字川北770番地２　エスポワール神辺402
債務者　飛田　美佳
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７７号
熊本県宇城市松橋町松橋1728番地８
債務者　滝川　成樹
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３号
熊本市東区沼山津２丁目14番78号
債務者　松野　健二
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４６号
熊本市北区八景水谷３丁目１番16号　サンハイツカヤノ104号
債務者　曽根　慶彦
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
熊本市北区八景水谷３丁目１番16号　サンハイツカヤノ104号
債務者　曽根　有理
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市浦賀町２丁目７番11号
債務者　上原　　裕
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目65番地５　アーバンパレス横須賀404
債務者　千葉　勝男
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７２号
神奈川県厚木市飯山890番地５　厚木国際飯山レジデンスＡ―201
債務者　平井　　翔
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部